

# 訪問介護ステーションとおやま サービス利用料金

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満
身体介護	1.利用料金	1,630円	2,440円	3,870円
	2.うち、介護保険から給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円
	3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)※1割負担の場合	163円	244円	387円

	サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	1.利用料金	1,790円	2,200円
	2.うち、介護保険から給付される金額	1,611円	1,980円
	3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)※1割負担の場合	179円	220円

※身体介護が中心である指定訪問介護を行なった後に、引き続き所要時間25分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行なったときの料金は次の通りです。

身体介護(20分以上)に引き続いて行う生活援助を行なった場合に要する時間 ※所要時間20分から起算して25分を増すごとに+650円(上限1,950円)			
サービスに要する時間	25分以上	50分以上	75分以上
1.利用料金	650円	1,300円	1,950円
2.うち、介護保険から給付される金額	585円	1,170円	1,755円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)※1割負担の場合	65円	130円	195円

※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
- ・早朝(午前6時から8時まで):25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%

## 訪問型サービス初回加算 200単位

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護をする場合又は、他の訪問介護員などが訪問介護をする際に同行訪問した場合に算定します。

## 介護職員等処遇改善加算 所定の22.4%

介護職員のキャリアアップの仕組みや職場環境の改善を行なった場合に算定します。  
※訪問介護サービス費に各加算を足した単位数に、定められた加算率22.4%を乗じて算定した介護職員等処遇改善加算が加算されます。(ご利用者によって金額が異なります。)